

令和7年度第9回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和8年2月10日（火）午後2時00分 太田教育長

閉会 令和8年2月10日（火）午後2時33分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所303・304会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則

教育総務課長 鈴木 貴之

学校教育課長 市川 宗典

社会教育課長 菅野 規之

図書館長 小林 幸子

学校教育課副課長 佐藤 篤夫

学校教育課副課長 佐藤 美和子

書記 森田 拓海

5 会議の概要

教育長から、議案第28号は人事案件、議案第29号から議案第31号までは議会案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、議事は非公開とし、議事録については、議案第29号から議案第31号までの議会案件に限り、議会終了後、公開することとしたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第28号から議案第31号までは、議事を非公開とし、議事録については、議案第29号から議案第31号までの議会案件に限り、議会終了後、公開することに決定しました。

【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 2. 10 教育長、小川委員、森田書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、蓼沼委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。今回、報告事項はございません。

【日程第4 議 事】

教育長 日程第4 議事に入ります。

◎議案第28号 令和8年度当初坂戸市立小・中学校校長の人事について
<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 次に、議案第29号「財産の取得の変更に係る申入れについて」を議題とします。学校教育課長から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第29号 財産の取得の変更に係る申入れについて、学習用端末等の取得の変更議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明いたします。1ページお捲りいただき、「財産の取得の変更について」を御覧ください。今回変更しようとするものは「1 財産の種類」にあります、市議会令和7年6月定例会で議決を得た学習用端末等についてでございます。「2 品目・数量」や「5 取得の相手方」である会社に変更はございません。変更となるのは取得する金額でございます。2ページお捲りいただき、「財産の取得の変更契約」を基に説明いたします。変更前取得金額は4億2,885万2,600円でしたが、変更後取得金額は2億118万100円となり、変更による減額は2億2,767万2,500円でございます。変更となった理由は、埼玉県公立学校情報機器整備事業費補助金が、取得の相手方である三井住友ファイナンス&リース株式会社に交付されるためでございます。以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 以上で質疑等を終結します。議案第29号「財産の取得の変更に係る申入れについて」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 次に、議案第30号「令和7年度坂戸市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第30号、令和7年度坂戸市一般会計補正予算(第5号)について、令和7年度坂戸市一般会計補正予算(第5号)の措置に当たり、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明します。はじめに歳入ですが、11ページの下段、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金が、110万5,000円の減額、15ページの上から3段目、款15県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金が、167万1,000円の減額、18ページの中段、款20諸収入、項4受託事業収入、目2教育費受託事業収入が、275万7,000円の減額でございます。次に、歳出です。7ページの下から3段目、教育費の補正額の欄ですが、款10教育費の全体の補正額は8,966万8,000円の減額でございます。内容につきましては、20ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますが、歳入・歳出における各費目の減額については、主に事務事業費の確定に伴うものでございます。

なお、この後の説明につきましては、増額補正の要求がございます、スポーツ推進課から説明させていただきます。

スポーツ推進課長 33ページ下段をお願いします。目3体育施設費、節12委託料、説明欄の指定管理委託料の92万円の増額補正ですが、市民総合運動公園大体育室等耐震補強等工事（第一工区）により、大体育室及び柔道場等の武道場が利用休止となりました。大体育室等の利用料金は、指定管理者の収入になるため、休止期間中に得られる見込みであった利用料金から不用となる光熱水費等の費用を除き、損失分を補填するものでございます。補填については、令和7年度分、令和8年度分を年度毎に行い、令和7年度分については、利用休止となる令和8年1月から3月までの3か月分になります。以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 以上で質疑等を終結します。議案第30号「令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 次に、議案第31号「令和8年度坂戸市一般会計予算について」を議題といたします。

教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第31号、令和8年度坂戸市一般会計予算について、令和8年度坂戸市一般会計予算の措置に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明します。予算案の内容につきましては、議案書と併せて配布しております議案第31号参考資料「令和8年度一般会計当初予算案の概要【教育費関係】」で説明させていただきます。1ページ「教育費の推移」をお願いします。市全体の予算規模につきましては、総額378億8,800万円で、対前年度比14億5,100万円、率にして4.0%の増でございます。教育費につきましては、39億3,900万円で前年度比4億2,700万円の増となっています。市全体に占める割合としましては、10.4%となります。なお、折れ線グラフの市全体の予算額、棒グラフの教育費の予算額ともに直近10年間で最も大きな予算額となっています。2ページをお願いします。目別の歳入でございます。表の右、比較増減の一番下になりますが、県支出金の受け入れ額の増額や学校給食費の公会計化に伴い、新たな歳入として教職員等の給食費を雑入として組み入れたことにより、教育費全体としては大きな変動がありました。次に、3ページをお願いします。目別の歳出です。教育費全体の予算は、39億3,948万5,000円で、前年度当初予算と比較し、4億2,713万9,000円、率にして12.2%の増でございます。なお、増額の主な要因でございますが、中央図書館における屋根等改修工事に要する経費の措置や就学援助に係る国の支給単価の引き上げに伴う経費を措置したこと等によるものです。

続きまして、各課の主な事業等について各課長から御説明いたします。はじめに教育総務課分でございます。5ページをお願いします。はじめに、(2) 主な新規・拡大・独自事業ですが、上から4段目のNo. 8「学校給食運営事業」では、給食会計の公会計化を図るとともに、保護者の負担軽減を図るため、小・中学校の給食費等の無償化を実施します。次に、(3) 基本施策別の主な事業ですが、No. 3「学校施設整備事業」では、小・中学校の電気設備や受水槽等の修繕を実施、校舎照明器具のLED化改修、坂戸中学校校舎の外壁等改修、住吉中学校屋内運動場の外壁等改修に係る設計を実施します。No. 4「学校エアコン整備事業」では、小・中学校の普通教室等のエアコンの保守点検、中学校の特別教室のエアコンリースを継続的に実施するほか、小学校の特別教室のエアコン整備を順次実施します。教育総務課分は以上でございます。

学校教育課長 次に、学校教育課です。4ページをお願いします。(2) 主な新規・拡大・独自事業ですが、No. 3「学力向上推進事業」につきましては、今年度に引き続き、令和9年度に坂戸市立中学校に入学する生徒に国語辞典を配布するものでございます。5ページをお願いします。(3) 基本施策別の主な事業ですが、No. 1「支援員配置事業」につきましては、小中学校に配置しております学校支援員を52名から64名程度に増員し、学

校の実態に応じた支援を行ってまいります。次に、No. 2「特別支援教育推進事業」につきましては、医療的ケア児に対して医療的ケアを行う看護師の人件費等でございます。今年度までは会計年度任用職員として任用していましたが、年度途中まで人材が見つからず、看護師不在の日も多くありましたことから、安定して人を配置できるよう人材派遣に変更するものがございます。学校教育課分は以上でございます。

社会教育課長 続いて、社会教育課分を説明いたします。4ページにお戻りください。(1)市制施行50周年記念事業、No. 1「坂戸のまつり開催事業」では、市制施行50周年を記念して、第3回坂戸のまつりの実施を予定しております。6ページをお願いいたします。(3)基本施策別の主な事業ですが、下段、V 市民とともにつくる、みんなが輝く誇れるまちづくり、No. 1「地域人材を活用した学習支援事業」では、地域交流センターなどを会場に小学4・5年生を対象とした「学力のびのび塾」の実施を予定しております。社会教育課分は以上でございます。

スポーツ推進課長 4ページ中段をお願いします。(1)市制施行50周年記念事業のNo. 2「スポーツ推進計画運用事業」の『夏季巡回ラジオ体操』ですが、NHK及びかんぽ生命保険が共同主催しているイベントに開催希望の申込みをしており、今月中下旬に選考結果が通知される予定でございます。日程につきましては、8月30日(日)午前6時30分のNHKラジオ全国生放送を市民総合運動公園軟式球場で計画しており、決定となりましたら、速やかに準備を進めたいと考えております。次に6ページ上段をお願いします。No. 2「市民総合運動公園管理事業」ですが、令和8年度におきましても指定管理により運営するとともに、引続き大体育室等の耐震補強等工事を安全に配慮のうえ進めてまいります。以上でございます。

図書館長 次に、図書館分でございます。4ページをお願いします。はじめに、(2)主な新規・拡大・独自事業ですが、5ページをお願いします。上から3段目のNo. 7「子ども読書活動推進事業」では、親子で楽しむわらべうたやおはなし会を実施するほか、ブックスタート事業として3か月児健診時に絵本の紹介と読み聞かせや絵本の配布を実施します。次に、(3)基本施策別の主な事業ですが、6ページをお願いします。下段の、V 市民とともにつくる、みんなが輝く誇れるまちづくり No. 2「図書館資料整備事業」では、図書・雑誌・新聞・CD・電子書籍等の購入を予定しております。図書館分は以上でございます。

教育総務課長 なお、各課の政策的経費に係る事業の予算額につきましては、7ページ以降に掲載しております。以上で令和8年度当初予算案の説明を終わります。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 以上で質疑等を終結します。議案第31号「令和8年度坂戸市一般会計予算について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 ここで、追加議案の審議について、お諮りいたします。議案第32号「坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、議事は追加されました。議案第32号につきましては、議会案件でありますので、坂戸市教育委員会会議規則第15条の規定により、議事を非公開とし、議事録については、3月議会定例会閉会後に公開することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手 全員)

教育長 挙手全員であります。よって、規則の規定する出席者の3分の2以上の賛成を得ましたので、議案第32号は議事を非公開とし、議事録については、3月市議会定例会閉会後に公開とします。

教育長 それでは、事務局から議案書の配布をお願いします。

(議案書配布)

教育長 議案第32号「坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、学校教育課長から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第32号、坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、適当と認め、市長に申入れしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。今回の条例改正は、個人番号を利用する事務等について見直しをし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務を新たに定めるほか、事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を行うものです。教育委員会に関係する内容といたしましては、「要保護者及び準要保護者児童生徒就学援助費の支給に関する事務」において利用し、又は提供することができる特定個人情報のうち、生活保護関係情報に「進学・就職準備給付金の支給に関する情報」を追加するものでございます。説明は以上でござ

います。

教育長 御質疑、御意見がありましたらお願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第32号「坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第五 その他】

御意見など、ございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第9回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和7年度第9回坂戸市教育委員会会議閉会>